

ワークデイ発注書取引条件－日本

ここに記述するワークデイ発注書の取引条件(以下「**条件**」)は、サプライヤーがワークデイへ供給する以下に定義する製品およびサービスに適用される。

発注書を締結することにより、サプライヤーは、(a) サプライヤーがこれらの条件のすべての取引条件を読んだこと、および(b) これらの条件に規定されたすべての取引条件に法的に拘束されることを承認する。

各発注書とこれらの条件が、「**契約**」を構成する。

1. 定義

1.1 「**関連会社**」とは、特定の当事者に関して、直接的または間接的に(a) その当事者を管理する、(b) その当事者によって管理される、または(c) その当事者と共通の管理下にある、任意の企業または法的に認められる事業体を意味しており、管理とは、直接または間接的な過半数の所有権またはそのような事業体の支配権を当事者に付与する最小割合所有権を通じて、法的に認められる事業体の管理および方針を指示するまたは指示させる権限の所有として定義される。事業体は、そのような管理が存在する限り、関連会社とみなされる。

1.2 「**適用法**」とは、本契約に基づきいずれかの当事者の履行に適用されるあらゆる連邦、国、国際機関、州、および地方政府当局の憲法、法律、法令、規約、条例、命令、判決、政令、差止命令、規則、規制、許可、および法的拘束力のある要件のすべてを意味している。

1.3 「**知的財産権**」とは、すべての特許権、著作権、著作人格権、商標権、企業秘密に関する権利、および上記のいずれかの申請および登録を含め、いずれかの司法管轄区において認められるその他の形態の知的財産権または所有権を意味する。

1.4 「**製品**」とは、発注書に明記されている、サプライヤーがワークデイに供給する、有形のアイテム、ソフトウェア、デザインまたはその他の技術を含むがこれらに限定されない一つまたは複数の製品、サービスまたはその他の品目を意味する。

1.5 「**発注書**」とは、サプライヤーが一つまたは複数の製品を供給することを承認するためにワークデイが発行する書面による承認を意味する。

1.6 「**サプライヤー**」とは、発注書で特定されたサプライヤーおよびそのすべての関連会社を意味する。

1.7 「**ワークデイ**」とは、Workday Asia Pacific Limited を意味する。

1.8 「**ワークデイエンティティ**」とは、ワークデイおよびそのすべての関連会社を意味する。

2. 発注書

サプライヤーからのすべての購入は、発注書に従って行われる。ワークデイは、支払義務を含むがこれに限定されない発注書に基づく義務について、その他のワークデイエンティティではなく、単独で責任を負う。

ワークデイは、発注書の発行後、該当する製品の出荷前、または該当する製品がサービスである場合、該当するサービスの提供前であればいつでも、これらの製品に対する数量の増加または製品の種類に対する変更を、(a) 書面により、(b) 合意された価格、手数料、料金、またはスケジュール変更を含み、(c) 両当事者の権限のある代表者による署名を条件として、発注書のすべてまたは一部を、サプライヤーに対する書面による通知により、責任を負うことなく、キャンセル、追加、日程の変更、または他の変更を行うことができる。

3. 梱包および配送

サプライヤーは、該当する場合は、すべての製品を適切な梱包材で梱包し、(a) ワークデイの指示(もしあれば)、(b) 適用可能な製品仕様、および(c) 損傷に対する耐性を確保し、安全な輸送および取り扱いを可能にするための一般的な業界基準に従って、包装しなければならない。配送される各梱包には、開封せずに内容物を識別することができる適切なラベルとマークを付ける必要があり、内容物を記載した梱包シートを含めなければならない。該当する発注書番号は、すべての出荷書類、梱包シート、配送チケット、および船荷証券または航空貨物運送状に記載されていなければならない。

発注書に別段の定めがない限り、すべての製品は発注書に定められた納期(以下「納期」)またはそれ以前に、発注書に定められたワークデイの指定配達住所に DDP(インコタームズ 2010)で出荷される。

サプライヤーは、各発注書の期限を厳守しなければならないことを認識し、同意する。サプライヤーは、該当する納期を遵守できない場合は、ワークデイに速やかに通知する。

発注書により注文されたすべての製品が該当する納期までに納入されない場合、ワークデイは独自の裁量で発注書を取り消すことができる。この場合、サプライヤーは、ワークデイからのキャンセル通知を受け取ってから 30 日以内に、該当する発注書の対象となる製品についてワークデイがサプライヤーに以前に支払ったすべての金額を直ちにワークデイに返金しなければならない。

発注書の数量を超えて出荷された製品数量は、返品発送の指示を待つ間、合理的な期間、サプライヤーのリスクと費用で保持される。返品時の保険を含む配送料は、サプライヤーの費用負担となる。

4. 受諾

ワークデイによる製品の受領時、またはサプライヤーが製品の実装、据え付け、またはその他のサービスを提供する場合、ワークデイが独自に決定するかかるサービスの完了時に、ワークデイは当該製品を審査または評価し、そのような製品の受け入れ(以下「受諾」)または拒否声明をサプライヤーに書面で通知する。ワークデイがサプライヤーに拒否声明を提出する場合、ワークデイは、ワークデイの他の権利または救済策を制限することなく、製品の不備を修正するための時間をサプライヤーに付与するか、該当する発注書の全体または一部をキャンセルする選択権を有し、利用可能なすべての救済策を追求することができる。該当する発注書に従って製品を提供できなかった場合は、契約の重大な違反とみなされる。

ワークデイによる製品の使用または支払いは、いかなる場合でもそのような製品を受諾したものではない。

5. 金銭的条件

5.1 価格。製品の価格は、ワークデイから書面で明示的に許可されていない限り、発注書に記載されている価格より高くなることはできない。サプライヤーが製品の価格を引き下げた場合、サプライヤーはそのような価格の引き下げを書面でワークデイに速やかに通知し、出荷されていない製品の価格はこの引き下げられた価格が適用される。発注書に価格が含まれていない場合、製品の価格は、その製品のサプライヤーの最低実勢市場価格になる。サプライヤーは、ワークデイにより書面で別途合意された場合を除き、該当する発注書の履行に関連して発生した費用の払い戻しを受ける権利はない。

5.2 請求書発行。製品の受諾後、サプライヤーは該当する発注書に記載されている金額をワークデイに請求する。製品の受諾後 90 日以内に請求されない金額は、サプライヤーによって免除されたものとみなされる。

5.3 支払条件。サプライヤーが契約に重大な違反をしていないことを条件として、ワークデイは、製品の受諾後、発注書に他の支払条件が記載されていない限り、適切に提出された請求書をワークデイが受領後 45 日以内に異議のない請求額を支払う。適切に提出された請求書には、(a)ワークデイの発注書番号が含まれ、(b)購入製品の明細説明および各製品が配送された各国の国名が含まれ、(c) 国ごとに適用される税または送料の個別の品目が区分掲記され、また、(d) [英語表記および.PDF 形式で](#)、発注書に記載されているメールアドレス宛てとなっている。

5.4 税金。サプライヤーは、製品の販売、または販売、使用、移転、商品、およびサービスに関して、世界中の政府機関(またはその政治的下位組織)によって課されまたは徴収されるすべての適用税、料金、手数料、賦課金、またはその他の査定に対し責任を負い、支払い、または発注書に従ってワークデイに提供された製品に対してワークデイからサプライヤーへの支払いに関連する付加価値税またはその他の関税または手数料に対し責任を負い、支払う。ワークデイが、直接支払証明書、税の免除または該当する税務当局によって課される減税率の資格の証明書、または免税または減税率の資格に関する適用法に基づく要件の遵守のその他の証明を提供する場合、サプライヤーは、該当する税務当局がそのような税金を査定しない限り、かかる税金を請求せず、支払いもしないことに同意し、査定が行われた時点でサプライヤーは請求書を送り、ワークデイは法的に未払いの税金を支払うことに同意する。ワークデイは、本契約に基づくサプライヤーへの支払いに関して、適用法に基づき必要に応じて税金を源泉徴収し、その純利益のみをサプライヤーに送金する必要がある。

6. 表明および保証、救済策

6.1 表明および保証。各当事者は、(a)本契約に基づく義務を実行、実施、履行する完全な企業権能と権限を有していること、(b)本契約を締結する人物が企業を代表して正式に締結する権限を付与されていること、(c)契約はその条件に従って有効であり、拘束力があり、強制力があり、(d)すべての適用法に従って契約を履行することを、表明し、保証し、誓約する。サプライヤーは、以下のことを表明、保証、および誓約する。

6.1.1 納入される製品は、ワークデイからの発注書または書面で言及されている設計、仕様、図面、文書、サンプル、またはその他の説明に適合する。

6.1.2 製品には、設計、材料、仕上がりに欠陥がなく、発注書で指定された目的に適合し、商品性のある品質であるか、またはサービスの場合、それらのサービスは関連する業界のベストプラクティスに従って、十分な注意とスキルを以て提供される。

6.1.3 本製品は新品であり、既に使用されたものではなく、使用されまたは再生された部品は含まれていない。

6.1.4 製品または製品に関するワークデイの権利の行使は、知的財産権、プライバシーの権利、パブリシティの権利、または第三者のその他の権利を侵害または不正流用しない。

6.1.5 サプライヤーは、政府が管理する事業体または公的な国際機関の職員の決定または行動に不適切に影響を与える（または誰かに影響を与えるように誘導する）目的で、直接的または間接的に、支払いの申し出、約束、または支払いをしない。

6.1.6 本製品は、いかなる先取特権および抵当権も付いていない。

6.1.7 本契約に基づいて提供されるすべての製品は、適用される労働法、健康法、安全法、およびその下で発行されるその時点で最新の規則および規制のすべての規定に準拠する。

6.1.8 当サプライヤーによる前述のいずれかの違反の疑いに基づく保留中の申し立てまたは訴訟、そしてその恐れは現在ない。

6.1.9 サプライヤーもその関連会社も、オープンソース素材を本製品に組み込んだり、組み合わせたりしたことはなく、そのような製品の使用、変更または販売の条件として、そのような製品に組み込まれ、由来し、販売された他のソフトウェアを(a)ソースコード形式で開示または配布すること、(b)二次的著作物を作成する目的でライセンスすること、または(c)無料で再配布することを要求する製品と組み合わせ、そのようなオープンソース素材を販売したことはない。

6.1.10 本製品には、製品またはデータに損害を与える可能性のある有害なコード、時限爆弾、ウイルス、ワーム、バックドアまたは同様のソフトウェアは含まれておらず、時間依存のコードやその他の無効化デバイス、キーロック、製品の動作の計画外の中断を引き起こす可能性または能力があるコードも含まれていない。

6.1.11 サプライヤーは、次のサイトにあるワークデイのサプライヤー行動規範を常に遵守する：<https://www.workday.com/content/dam/web/en-us/documents/investor/063017-WD-SupplierCodeofConduct.pdf>。またサプライヤー行動規範は本条件に参照として組み込まれている。また、

6.1.12 サプライヤーもサプライヤーの経営者も、現在、該当政府機関、当局、または機関により排除、執行猶予、排除の提案の対象とはされておらず、また契約の授与に対する不適格とは宣言されていない。サプライヤーは関連する状況の変更を直ちにワークデイに通知する。

6.2 救済策。製品が本契約の保証のいずれかを満たさない場合、サプライヤーは、サプライヤーの費用およびワークデイの選択により、直ちに(a)製品を交換する(製品がサービスを構成する場合、そのようなサービスを再実行する)、(b)製品を変更する、または(c)ワークデイがそのような製品に対してサプライヤーに支払った料金を払い戻さなければならない。前述の救済策は、ワークデイが普通法上または衡平法上取得する可能性のある他の救済策に加えられるものであり、それらに代わるものではない。

7. 守秘義務とデータセキュリティ

「機密情報」とは、口頭、書面、またはその他の有形または無形の形で、ワークデイによりサプライヤーへ開示された、またはサプライヤーがその他の方法で取得した情報であり、サプライヤーによる情報の開示または取得を取り巻く事実と状況を考慮して、サプライヤーがワークデイの機密情報であると知っているまたは知っているはずの該当する発注書の日付よりも前、当日またはその後であるかに関わらず、本契約書またはワークデイに関連したすべての情報を意味する。機密情報には、契約の存在および条件が含まれるが、これらに限定されない。機密情報には、サプライヤーの過失による契約違反なしに公知であるまたは公知となる情報、またはサプライヤーが開示の制限および機密保持義務の違反なしに第三者から受け取った情報は含まれない。

サプライヤーは、すべての機密情報を厳重に保持し、第三者に機密情報を開示しない。サプライヤーは、自社または第三者の利益のために、またはワークデイの唯一かつ排他的な利益以外の目的で、機密情報を使用しない。サプライヤーは、発注書に従ってサプライヤーの義務を遂行するために必要な場合を除き、いかなる形式でも機密情報を複製しない。サプライヤーは、サプライヤーがサプライヤー自身の機密情報を不正使用または開示から保護するために使用するのと同じ程度の注意を以て、本機密情報を保護するが、いかなる場合もその注意は妥当な程度を下回らないものとする。サプライヤーは、機密情報の不正使用または開示をワークデイに直ちに通知する。サプライヤーは、ワークデイが機密情報のそのような不正使用または開示を是正するのを支援する。サプライヤーは、機密情報を保護するために本契約の各義務が必要かつ合理的であり、契約違反に対するワークデイの補償には金銭的損害賠償では不十分であることを認める。したがって、サプライヤーは次のことを認め、同意する。(a)そのような違反または違反の恐れは、ワークデイに回復不能な損害を引き起こす。(b)ワークデイは、普通法、衡平法その他で利用できる他の救済策に加えて、実際の損害を証明する必要なく、また保証金の支払いや他の保証を差し出すことを必要とされることなく、契約違反の恐れまたはそのような違反の継続に対して差止めによる救済を受ける権利を有する。

機密情報に関するサプライヤーの義務は、該当する発注書の日付から5年間継続する。ただし、適用法の下で企業秘密を構成する機密情報に関する義務および責任は、そのような機密情報が適用法の下で企業秘密である限り継続する。

サプライヤーは、個人データを含むワークデイの機密情報の実際のまたは疑わしい不正開示または使用(以下「セキュリティ違反」)を、不当な遅延なしにワークデイに通知し、可能な場合、そのような違反を知ってから48時間以内に通知する。サプライヤーは、ワークデイが影響を受ける個人に送信する必要があると判断した通知を送信したり、そのような個人に信用報告サービスを提供したりするなど、潜在的な損害の修復と軽減においてワークデイを合理的に支援する。サプライヤーは、違反またはセキュリティインシデントがサプライヤーによって引き起こされた範囲で、そのような修復または緩和に関連するすべての費用を負担する。サプライヤーは、(a)セキュリティ違反の日付、(b)セキュリティ違反に関連する開示、および(c)サプライヤーがセキュリティ違反を調査し、潜在的な損害を軽減するために行った手順を説明する。

サプライヤーは、以下の事項に関して、管理、技術、および物理的保護手段を含む包括的な書面による情報セキュリティプログラムを維持しなければならない。(a) サプライヤーの規模、範囲、事業の種類、(b) サプライヤーが利用できるリソースの量、(c) サプライヤーが保存またはアクセスする情報の種類、(d) ワークデイに提供した製品、および(e) そのような情報のセキュリティと機密性の必要性。

8. 補償

サプライヤーは、その単独の費用で、ワークデイおよびその関連会社ならびにその取締役、役員、従業員、請負業者、代理店、および顧客(総称して「**ワークデイ非免責者**」)を、第三者の請求、訴訟、法的措置、または訴訟手続き(それぞれを「**請求**」という)から保護し、すべてのワークデイ非免責者を、以下の結果によるか起因するかその他関係して生ずる関連する損害、支払い、不足、罰金、判決、和解、負債、損失、費用および経費(合理的な弁護士費用、費用、罰金、利子、および第三者に対する支払いを含むがこれに限定されない)に対して補償し、免責する。(a) 製品、(b) サプライヤーまたはその代表者による契約の実際の実行またはその疑い(サプライヤーの表明、保証、誓約を含むがこれらに限定されない)、または(c) サプライヤー、その従業員、独立契約者、または下請業者の過失または故意の不正行為。

サプライヤーの上記の義務に加えて(これに代わるものではなく)、製品が請求の対象となった場合、またはいずれかの当事者の合理的な意見により請求の対象となり得る場合、サプライヤーは、(a) ワークデイが製品におけるすべての権利を行使し続ける権利を獲得しなければならない。または(b) ワークデイの事前の書面による同意がある場合、変更または交換が機能的に同等である限り、製品を変更または交換して請求を排除しなければならない。ただし、サプライヤーが上記のいずれかを実行できない場合(ワークデイがサブセクション(b)に準拠することに同意しない場合を含む)、サプライヤーはワークデイが本製品の使用を停止するよう要求することができる。サプライヤーがワークデイに製品の使用を停止するよう要求した場合、サプライヤーはワークデイが当該製品に対して支払ったすべての料金をワークデイに返金する必要がある、ワークデイがかかる払い戻しを受け取った時点で、ワークデイは当該製品の使用を中止する。

ワークデイは、ワークデイが被告に指名された請求に対して弁護するために留保された弁護士を承認する権利を有する。ワークデイは、ワークデイに関連する事項に関する請求を管理し、防御に参加する権利を有する。サプライヤーは、ワークデイの書面による同意なしに、かかる請求を解決または妥協することはしない。ワークデイの合理的な判断で、かかる請求においてワークデイとサプライヤーの利益の間に矛盾が存在する場合、ワークデイは合理的な料金がサプライヤーによって支払われる独自の弁護士を保持することができる。

9. 責任の制限

9.1 **結果的損害賠償免除。**いかなる場合においても、ワークデイは、行動の形態に関わらず、契約、不法行為のあるなしを問わず、過失、厳格責任、その他を含め、事前にかかる損害の可能性が通知された場合でも、利益の損失を含め、本契約に起因または関連するいかなる種類の間接的、特別、偶発的、懲罰的、信用または派生的な損害に対しても責任を負わない。

9.2 **賠償責任上限。**本契約に起因する、または本契約に関連するワークデイのサプライヤーに対する全責任は、行動の形態に関わらず、責任を生じさせたとされる製品に対してワークデイからサプライヤーに支払われる手数料を超えないものとする。

9.3 本質的目的の不成就。複数の請求もこの制限を拡大しない。この第9項は、本契約で指定された救済策がその本質的な目的を果たさないと判断された場合でも、完全な効力を維持する。ワークデイは、支払義務を含むがこれに限定されない発注書に基づく義務について、その他のワークデイエンティティではなく、単独で責任を負う。

10. 追加的権利

ワークデイは、サプライヤーに特定の図面、仕様、機器、およびその他の材料を提供する場合がある（総称して「ワークデイ材料」）。サプライヤーは、発注書を履行するためにのみそのようなワークデイ材料を使用できる。すべてのワークデイ材料は、他の材料またはツールとは別に保管し、ワークデイの所有物として特定する必要がある。サプライヤーは、通常の損耗を除き、ワークデイ材料の損失または損傷に対するすべての責任を負い、要求に応じて在庫の詳細な明細書を迅速に提供することに同意する。上記を条件として、ワークデイは、ワークデイ材料のすべての権利、権原、および利益を、ワークデイ材料で具現化された関連する知的財産権とともに所有する。

製品がサプライヤーによってワークデイにライセンスされていると発注書に記載されており、そのような発注書がその製品に適用されるライセンスの範囲の概要を説明できない場合、サプライヤーはここに、かかる製品の二次的著作物を使用、複製、準備し、かかる製品の実行、展示、作成、外注、使用、販売の申し出、市販、マーケティング、輸入、および卸販売を行うロイヤリティフリー、全世界、恒久的、サブライセンス可能、譲渡可能、および取消不能のライセンスをワークデイに与える。

11. 総則

11.1 完全なる合意。本契約は、発注書に基づいて購入された製品に関連するサプライヤーとワークデイ間の完全な合意を構成し、口頭または書面を問わず、以前および同時期のすべての合意、理解、交渉および議論に優先する。当事者の電子通信またはデジタル通信、またはサプライヤーのウェブサイト、製品スケジュールまたは提案、注文文書、製品パッケージまたはその他の文書に含まれる、またはサプライヤーの「シュリンクラップ」、「クリックラップ」、「ブラウズラップ」、または再販契約に含まれる文言または条項が、(a) 契約の条件と矛盾する場合、(b) ワークデイの負債または義務を拡大する場合、または(c) ワークデイの権利を制限または変更する場合は、効力を持たない。これらの条項の条件と発注書の条件の間に矛盾または対立がある場合、これらの条項の条件が適用される。

11.2 譲渡。ワークデイの事前の書面による同意なしに、サプライヤーは、本契約または本契約に基づく権利または義務のいずれも、法律の運用またはその他により、移転、譲渡、または委任することはできず、そのような同意なしに試みられた移転、譲渡、または委任は無効であり、効力を持たない。ワークデイは、サプライヤーの同意なしに、契約または契約に基づく権利または義務を移転、譲渡、または委任することができる。本条項に記載されているその他の条件に従い、本契約は、当事者およびそれぞれの代表者、相続人、管理者、後継者および許可された譲受人を拘束し、それらの利益のために効力を生じる。

11.3 救済策。本契約でワークデイが提供する権利と救済は累積的であり、適用法または衡平法によるその他の権利と救済に加えて提供される。

11.4 権利放棄および分離可能性。ワークデイが本契約に基づく権利、権限、または特権を行使しなかった場合またはその行使を遅延した場合であっても、かかる権利の放棄とはならず、権利、権限、または特権の単独または部分的な行使が他のまたはさらなる行使を妨げることはない。契約のいずれ

かの規定が無効、違法、または法的強制力がないと判断された場合、残りの規定の有効性、合法性および法的強制力はいかなる形でも影響を受けたり損なわれたりすることはなく、かかる規定は適用法に従って可能な限りほぼ当事者の当初の意図を反映するために修正されたとみなされる。

11.5 準拠法および裁判地。本契約は、他の法域の法の適用を必要とする法の抵触に関する原則を考慮することなく、カリフォルニア州および米国の法律に準拠し、これに従って解釈される。両当事者は、カリフォルニア州アラメダ郡にある連邦裁判所の専属管轄権および裁判地に同意する。ただし、連邦政府の事物管轄権が存在しない場合は、両当事者はカリフォルニア州アラメダ郡上級裁判所の専属管轄権および裁判地に同意する。各当事者は、対人的管轄および不便宜法廷地がないことに対するすべての防御を放棄する。プロセスは、適用法または裁判所規則により許可された方法で、いずれの当事者にも提供される。

11.6 弁護士費用。本契約に基づく権利または救済を実施する、または本契約の条項を解釈する法的措置、訴訟、または手続きにおいて、勝訴当事者は、合理的な弁護士費用、裁判費用、およびその他の費用を他方当事者から回収する権利を有する。

11.7 輸出入管理。サプライヤーは、輸出入代行業者である。サプライヤーは、製品の安全性、電磁環境適合性、電気通信、製品の回収/リサイクルおよび環境要件を含むがこれに限定されない、製品の輸入または輸出に関連する、すべての関税、税金および手数料の支払い、すべての適用法、認証および登録を含む、すべての輸出入法および管理要件を遵守する。ワークデイの要求に応じて、サプライヤーは、輸出規制分類番号(ECCN)、小見出し、または製品に関連する認証またはテスト結果を含むがこれらに限定されない、製品の輸出入に必要なすべての該当情報を速やかに提供し、また、製品を輸出入するためにサプライヤーが提供した情報の変更について、ワークデイに書面で通知する。ワークデイが輸入する製品について、サプライヤーは、適用される輸入法および管理要件を遵守するために、ワークデイに必要な情報、文書、認証、またはテスト結果を迅速かつタイムリーに提供する。

11.8 独立契約者および下請業者。両当事者は独立契約者であり、いずれの当事者も他方当事者の代理人、使用人、代表者、パートナー、合併事業者、または従業員ではなく、他方当事者に代わっていかなる種類の義務または責任も引き受けまたは作成する権限はない。サプライヤーは、ワークデイの従業員に与えられる報酬、オプション、株式またはその他の権利または利益を与えられないことに同意し、それらに対する権利を放棄し、決して請求しないことを約束する。ワークデイは、サプライヤーがワークデイに製品を提供するために利用する者から同様の保証を取得する、または取得するようサプライヤーに要求する権利を留保する。サプライヤーは、源泉徴収要件を含むすべての税法を遵守することを約束する。サプライヤーは、ワークデイの事前の書面による同意なしに、第三者に下請けして製品を供給しない。

11.9 パブリシティ。サプライヤーは、ワークデイまたはその関連会社の名前、商標、または商号を、ワークデイの事前の書面による同意なしに、または適用法で義務付けられている場合は使用できない。

11.10 通知。本契約に基づいて許可または要求されるすべての通知は書面で行われ、該当する発注書に記載されている受取人の住所、または受取人が本項に従って通知によって指定するその他の住所に送信される。そのような通知は、手渡し、翌日宅配便、料金前払い第一種郵便、または確認済み電子メールで送付することができ、以下の時点で受領されたものとみなす。(a)手渡しで配達された場合は配達時、(b)翌日宅配便で配達された場合は、宅配業者の配達の見せつけ付きで宅配業者への配

達日から 24 時間後、(c) 第一種郵便で配達された場合は、郵送日の 3 営業日後、および(d) 電子メールで送られた場合は、受信側からの電子メール受信確認時。

11.11 記録及び検査。サプライヤーは、発注書に基づいてワークデイに供給するすべての製品の記録を含め、それに限定することなく、契約に関するすべての帳簿および記録を維持し、そのようなすべての帳簿および記録が、メーカー、サプライヤーの契約メーカー、またはサプライヤーの製造ラインからの製品の正確なトレーサビリティを可能にする十分な形式であることを含め、正確かつ完全であることを確実にしなければならない。合理的な要求に応じて、ワークデイまたは第三者の監査人／検査官は、合理的な事前の書面による通知の後、通常の営業時間中に、サプライヤーおよびその関連会社の施設を検査し、合理的に必要とされるサプライヤーおよびその関連会社の会計帳簿、記録およびその他の文書を、これらの条件に含まれる最恵国待遇価格条件の遵守を含むが、それに限定することなく、本契約の条件の遵守を検証するために監査および検査することができる。

11.12 非制限的關係。本契約のいかなる条項も、ワークデイまたはその関連会社が、本製品または関連材料のいずれかと同じまたは類似する可能性のあるサービスまたは材料を独自に開発または供給すること、または発注書に基づいてサプライヤーが供給する製品および関連材料のいずれかと同じまたは類似するサービスまたは材料を第三者から入手することを妨げるものではない。

11.13 保険。サプライヤーは、損失、損害、盗難、または破壊が起きた場合、ワークデイの費用負担なしで、製品の修理または交換に合理的に必要な額以上の保険を含むが、これに限定されない、サプライヤーの業界慣行と一致する金額の該当する適切なすべての適用される保険(事業、労働者の補償、自動車、過失、不作為、専門的および商業的な一般損害賠償責任保険を含むがこれらに限定されない)を取得し、維持しなければならない。サプライヤーは、要求に応じて、契約に基づく履行を開始する前に、ワークデイにそのような補償の証拠を提供する必要がある。

11.14 贈収賄防止。サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法(以下「FCPA」)、英国贈収賄法(以下「UKBA」)、およびその他すべての適用される腐敗防止法を遵守することに同意する。サプライヤーは、政府関連の顧客、政府の役人または従業員、国有または国が支援する事業体の従業員、政党、政党の従業員、王室または支配一族の一員、または政治職の候補者によって雇用されている、またはそれらに代わって行動する個人または企業が含まれるが、これらに限定されない、いかなる者にも、不正に(a) 公式の行為または決定に影響を与える、(b) 不適切な利益を確保する、(c) 事業を獲得または維持する、または事業を任意の個人または団体に誘導する、または(d) 本契約の契約主体またはワークデイエンティティの事業に関連する事項で有利な行動を誘発または報いる目的のために、金銭または価値のあるものの直接的または間接的な支払い、贈与、または支払いまたは贈与の申し出、または約束、支払いの承認を行わない。サプライヤーはさらに、ワークデイのビジネスの実施においてサプライヤーが第三者に行う支払いは、書面による完全かつ正確な請求書によって裏付けられ、この契約書の期間中サプライヤーが維持し、ワークデイの要求に応じて検査できるようにすることに同意する。また、サプライヤーは、本契約または知識を得たワークデイエンティティのビジネスに関連した腐敗防止法の潜在的または実際の違反を速やかにワークデイに報告し、そのような違反の調査においてワークデイと誠実に協力することに同意する。サプライヤーは、ワークデイエンティティが該当する腐敗防止法または規制に違反する原因となる可能性のある措置を講じないことに同意する。サプライヤーがそのような違反に気付いた場合、直ちにワークデイに通知する。

11.15 第三受益者。本契約で特に明記されている場合を除き、両当事者は、本契約のいかなる条項も、第三者の第三者受益権を作成することを意図しておらず、そのように解釈されることもない。

最終更新:2019年7月